

1. 税理士認証カードの受け取りについて

税理士認証カードは、令和7年8月以降順次、税理士名簿に基づく事務所所在地に一般書留郵便で発送開始しています。

◆税理士認証カード発送開始スケジュール

税理士会名	発送開始日
北陸会、中国会、四国会、九州北部会、南九州会、 沖縄会に所属する会員	2025年8月14日（木）
北海道会、東北会、名古屋会、東海会に所属する会員	2025年8月25日（月）
近畿会に所属する会員	2025年9月16日（火）
東京地方会、千葉県会、関東信越会に所属する会員	2025年10月6日（月）
東京会に所属する会員	2025年11月4日（火）
2025年7月以降の新規登録者	登録月の月末～翌月初を目途

税理士認証カード
（赤色のICカード）

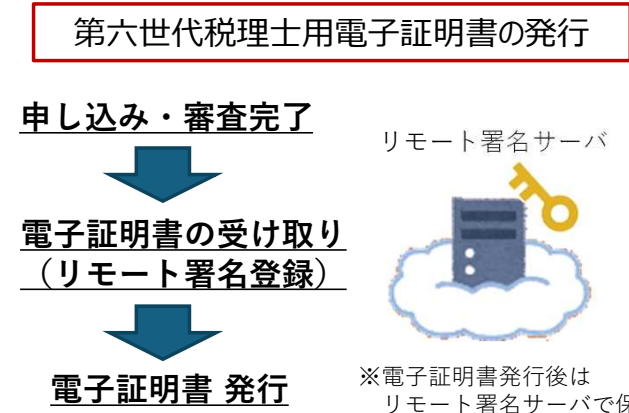


- （1） 上記の発送開始日から一週間ほど経過しても税理士認証カードが届かない場合、郵便局で保管されている可能性があります。この場合は、お手元の不在票を基に郵便局への連絡をお願いいたします。
- （2） ①郵便局での保管期限を超過した場合②税理士認証カードの発送日前後に事務所の移転等があった場合——は日本税理士会連合会へ税理士認証カードが返送されている可能性があります。税理士認証カードを受け取っていない税理士会員は、日本税理士会連合会電子認証課までお問い合わせ（電話番号は日税連機関紙「税理士界」第1448号【令和7年5月15日付】～第1453号【令和7年10月15日付】の第1面他をご参照ください）をお願いいたします。

2. 第六世代税理士用電子証明書について

(1) リモート署名登録を忘れずに！

申し込みを行っただけでは第六世代税理士用電子証明書は発行されません。審査完了後、**税理士認証カード（赤色のICカード）**を使用しオンライン上で**電子証明書の受け取り（リモート署名登録）**が必要となりますので、**忘れずに手続きをお願いいたします**。第六世代税理士用電子証明書の発行後は**税理士認証カード（赤色のICカード）**を使用することにより、電子署名を行うこととなります。



(2) 第六世代税理士用電子証明書発行（リモート署名登録）後も 第五世代税理士用電子証明書（紫色のICカード）は使用可能！

第六世代税理士用電子証明書の発行完了後、**第五世代税理士用電子証明書が自動的に失効されることはありません**。第五世代税理士用電子証明書は有効期限である2026年3月31日まで使用することができます。



※第五世代税理士用電子証明書は
2026年3月31日まで使用可能

(3) 代理送信の前にe-Tax・eLTAXでも電子証明書の登録・変更を！

第六世代税理士用電子証明書を電子申告で使用する場合、**e-Taxの利用者識別番号又はeLTAXの利用者IDに登録する電子証明書の登録又は変更が必要です**。e-Taxの利用者識別番号又はeLTAXの利用者IDに**第五世代税理士用電子証明書（紫色のICカード）**が登録されている場合は、**第六世代税理士用電子証明書**に登録を切り替える必要があります。

※ベンダー各社の申告ソフト等を使用している場合、当該ソフト上での切り替えが必要となる場合がありますのでご注意ください。